

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成12年5月24日	不動産番号	4100000520556
地図番号	(E6)34-4	筆界特定	余白		
所 在	秋田市新屋寿町			余白	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
320番52	山林	1649		余白	
余白	宅地	1649	00	②③昭和52年月日不詳地目変更 〔平成5年12月27日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成12年5月24日	
余白	余白	3672	51	③320番72を合筆 法第17条地図作製による成果 〔平成14年2月25日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和36年5月11日 第480号	原因 昭和36年5月10日売買 所有者 秋田三景 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成12年5月24日
2	合併による所有権登記	余白	所有者 秋田三景 平成14年2月25日登記



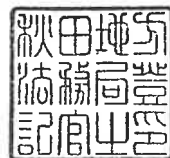
これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和7年10月8日

秋田地方務局

登記官

鈴木 弘 之



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D35012 (2/3)

1/1